

長野県社会福祉成立史研究 (4)

矢上克己

A Study of the Development of Social Welfare in Nagano Prefecture(IV)

Katsumi YAGAMI

要旨

本稿は、長野県における1918年から1937年までの社会事業の展開についてまとめたものである。その内容は長野県社会事業行政、方面委員事業、医療保護事業、経済保護事業、児童保護事業、融和事業、婦人保護事業、司法保護事業及び隣保事業にわたっている。

日本国内では1918年の米騒動、1920年からの慢性的経済恐慌及び1923年の関東大震災を背景に、社会事業が成立し展開するが、これと連動して長野県社会事業は著しく発展した。

キーワード：長野県、社会事業行政、方面委員事業、経済保護事業、児童保護事業

1. はじめに

本稿は、長野県における1918年から1937年までの社会事業の展開について、とくに長野県社会課の設置、長野県方面委員制度の設置及びこの時期に展開する各種社会事業について、その実態的把握を試みたものである。

2. 社会事業成立の背景

日本経済は1914(大正3)年の第一次世界大戦の勃発によって1、2年は恐慌状態を示したが、とくに1916(大正5)年から1917(大正6)年にかけて、日本の輸出市場はいっきよに拡大し、貿易額は飛躍的に増大し大好況を呈した。ところが、この大好況に伴う米価を中心とする生活必需品の著しい騰貴が大衆の生活を圧迫し、ついに1918(大正7)年7月米騒動の勃発をまねき¹⁾、全国的規模での飢えた民衆の存在が確認された。この米騒動が日本社会事業成立の直接的契機の一つであった。

米騒動について、日本社会事業成立の契機となるのは、1920(大正9)年からの慢性恐慌1923(大正12)年の関東大震災であった。1920(大正9)年以降、日本経済は「不況から不況」へと慢性不況の過程をたどり、不況は1927(昭和2)年の経済恐慌につながり²⁾、さらに1929(昭和4)年に勃発したアメリカの恐慌が1930(昭和5)年に世界恐慌へと発展し、それが慢性的経済恐慌に坤吟する日本経済に深刻な打撃を与えたのである³⁾。

また、1920(大正9)年以降の慢性的経済恐慌は、日本経済のなかでも最も弱い一環である農業に深刻な打撃を与えた。すなわち、農家経済は1920(大正9)年から1922(大正11)年まで悪化を続け、1923(大正12)年から1925(大正14)年はややもちなおすが、1926(大正15)年からふたたび悪化し⁴⁾、さらに1930(昭和5)年の世界大恐慌により深刻な打撃を受け、不況のどん底につき落とされるのであった⁵⁾。この農業恐慌により、小作農を中心に農民は明治以降、最も深刻な窮状に追い込まれていったのである。

こうした状況のなかで農村の窮乏化、都市部での細民層の増大、失業者の続出が顕著となった。さらに親子心中、児童虐待、乳幼児死亡、欠食児童、人身売買、出稼ぎなどが続出し、そうした広汎な貧困問題が、大正デモクラシーを背景に、社会の問題として取りあげられ、社会が対応する社会事業が成立するのであった。

次に長野県内の社会経済状況についてとりあげる。1918(大正7)年、全国的な米騒動が勃発したが、長野県内においても、長野市、松本市、上田町等で米騒動⁶⁾が起り、長野市では約1,000人の物価高に喘ぐ民衆が米騒動に参加し、上田町においても300人から400人の飢えた民衆が米騒動に参加したのである⁷⁾。こうしたなか、長野県行政は、米騒動下、市町村または市町村農会が施設した救済方法について各郡市長に照会した⁸⁾。この県の調査によれば、飯山町においては、183戸の細民が確認され、白米購入券が交付された⁹⁾。上田町においては、白米廉価販売対象として、県税戸別等級民58等以下60等までの2,550戸を算定した¹⁰⁾。また、更級郡においては、1917(大正6)年末の郡内総人口84,000人の一割を細民と算定し¹¹⁾、埴科郡東寺尾村においては53等以下の細民1,118人を確認し¹²⁾、上高井郡須坂町においても397戸の細民を確認している¹³⁾。長野県内で米騒動の最も激しかった長野市においては、40等から44等までの3,256戸を白米一升25銭で購入できる廉価対象として認定した。その戸数は長野市の総戸数の約半分を占めるものであった¹⁴⁾。こうした白米の廉価は県内いたる所で行われ広汎な飢えた県民の存在が確認されたのである。

ここで、米価を中心とする諸物価騰貴のなかで窮乏化したケースをあげてみる。南安曇郡烏川村〇〇〇は妻〇〇〇(31)の間に、8歳を頭に2人の子どもがあり、1家4人暮らしにて夫婦は日雇稼をして辛くも生計を立てていたが近頃の米価その他の騰貴のため、一層生活困難に陥り、その上妻が妊娠の身となり、7月15日頃男子を分娩したが、生活のためとその嬰兒をボロに包んで圧殺した。また、上水内郡津和村においても生活苦により嬰兒殺しに至ったケースがあった¹⁵⁾。

さらに、1918(大正7)年の米騒動にみられた県民の窮乏が回復されないうちに、1920(大正9)年以降の慢性的経済恐慌に見舞われるが、1920(大正9)年には米価の下落¹⁶⁾、糸価の大暴落となり¹⁷⁾、米価の下落により米作農家に影響を与え、糸価の大暴落では、養蚕農家、製糸家、問屋に甚大な影響を与えた。さらに、製糸工場の操業休止、操業短縮などが続出し製糸工女の失業が社会問題となった。1923(大正12)年、県下に水害¹⁸⁾、1927(昭和2)年には金融恐慌に加えて、大霜害による養蚕の大減収¹⁹⁾、さらに1930(昭和5)年に、アメリカの恐慌の影響で生糸相場の大暴落となり、製糸業中心の長野県経済は、国内不況と併せて大きな打撃を受けるのであった²⁰⁾。そのため製糸工場の休業の続出、賃金不払い、女工の失業など社会問題となった。生糸の大暴落は養蚕農家にも著しい影響を与え、1929(昭和4)年春繭一貫目7円72銭であったものが1930(昭和5)年には3円46銭と55.2パーセントの下落を示し、秋繭についても7円39銭から2円74銭と62.9パーセントの下落を示した²¹⁾。また、米価についても、一石当りの米相場は27円乃至28円であったものが、1930(昭和5)年10月から12月には16円に暴落し農家経済に深刻な影響を与えた²²⁾。1931(昭和6)年には本県帰農失業者が77,000人に達し²³⁾、農業恐慌に喘ぐ本県農村をさらに窮乏化せしめ、1934(昭和9)年には生糸価格の大惨落及び凶作に見舞われたのである。こうしたなかで、長野県内には社会事業対象が広汎に出現したのである。

3. 長野県社会課の設置

明治初年以來、日本の慈善救済行政の中心事務は、内務省地方局が行ってきたが、1918(大正7)年の米騒動により広汎な飢えた民衆が確認され、また、第一次大戦後の労働争議、小作争議の激化によ

り、内務省は救済施策を大きく変換せねばならなかった。内務省は1917(大正6)年、内務省地方局救護課を新設したが、1919(大正8)年に救護課を社会課と改称し、1920(大正9)年、社会課は社会局と発展し、さらに1922(大正11)年、内務省外局として社会局となった²⁴⁾。

こうした中央での社会事業行政の近代化に対して、地方においても、社会事業行政の近代化が図られ、1918(大正7)年の大阪府の救護課新設²⁵⁾をはじめとし、その他の道府県でも「社会課」が設置されるようになった。こうして、中央行政と地方の社会事業行政の統一化がすすめられた。

長野県においては1921(大正10)年11月、内務部に、従来の地方課議事係における「羅災救助に関する事項」「慈恵救済資金、大札賑恤資金、勸業蓄積金に関する事項」、地方課庶務係における「行旅病人、死亡人に関する事項」「賑恤救済に関する事項」「感化院に関する事項」、学務課における「社会教育」「廃兵及軍人遺家族救護に関する事項」及び農商課における「職業紹介事業」等の事務を統一して担当する社会課が新設された²⁶⁾。

社会課の新設理由について、当時の長野県知事本間利雄は「近時ニ於ケル所ノ世運ノ推移及ビ社会進歩ノ状況等ヨリ見マシテ社会政策上研究又ハ施設ヲ要スルモノガ日ニ益々多キヲ加ヘツツアル²⁷⁾」と県議会で述べている。1922(大正11)年6月、国庫より長野県に社会課事務のために事務理事官1名、属1名、その他若干の配当があったが、これに加えて県では新たに主事1名の設置を提案している²⁸⁾。こうして、1921(大正10)年に長野県社会課が新設され、1922(大正11)年度は社会課の本格的始動の準備に充て、1923(大正12)年度よりは、予算經常部及び臨時部にそれぞれ社会事業費が新しく設置され²⁹⁾、本格的事業の開始となった。しかし、それも束の間、1924(大正13)年9月2日、社会課は廃止され、社会事業係は地方課へ、社会教化係は学務課へ移管された³⁰⁾。これについて、1924(大正13)年の通常県会において、社会問題の増大するとき、社会課を廃止したのは矛盾であるとの質問があり³¹⁾、また、1925(大正14)年9月、長野県方面委員総会において、研究協議の結果「第二の問題に於ては何より根本的問題は社会課復活にありとし、郡市の方面委員理事を以て実行委員とし県へ復活を建議する事を可決する³²⁾」という動きがあった。こうした情勢のなかで1926(大正15)年4月、再び社会課が設置された³³⁾。さらに同年6月、県庁中処務細則改正についての庁達があり、同年7月より社会課のなかに社会教育係が配置されることになり、社会教育の事務を併掌することとなった³⁴⁾。さらに部制変更の結果、社会課は内務部を離れて、新設された学務部に属することになった³⁵⁾。こうして学務部社会課となり地方社会事業の行政機関として位置したのである。

次に、長野県社会事業行政のもつ社会事業思想について挙げれば、1926(大正15)年11月、長野県方面委員総会において高橋知事が「現今の社会状態が、日に日に、より複雑多岐へと進み行く趨勢を洞察し、且つは其処に自由競争の激甚なるものあるを觀る時、其の道程に於て必ずや發生する社会的疾患の渦巻が精神的にも物質的にも恵まれざる人々の簇出をして益々多からしむるものがあるのであります。……慈善事業的な特殊なる人々の単なる人道的気魄によりて個々になさるる努力のみを以てしては、到底此等の社会的疾患を取り除ける事は至難でありまして、お互が社会我に日醒めて相協力する、即ち社会連帯責任の觀念によつて有機的なる結束を鞏固ならしめなくては効果を挙げ得る訳には參らないと信じます。是即ち個々の人道的精神の温情味と公共の統制力、普遍性とが結合一体となつて行はるる所の社会事業の發生する所以であり³⁶⁾」と述べ、社会連帯思想に立脚した社会事業思想であった。この思想は、この時期に長野県に盛んに講演会、講習会等に講師として招聘された、社会局囑託・生江孝之の社会事業思想の影響が大であったと思われる。キリスト教信者である生江孝之は、社会連帯思想は、パウロのローマ人への手紙第12章及びコリント人への第一の手紙第12章にその思想の萌芽を認め、社会公共正義や、社会愛、人類愛を説き、キリスト教的ヒューマニズムに基づく社

会連帯思想を高調している³⁷⁾。

ここで、設置当初の県社会課の状況について挙げておく。長野県社会課の分掌事務は、16項目にわたっている。

長野県社会課事務分掌（大正10年11月庁達第10号）

- 1 賑恤救済ニ関スル事項
- 2 罹災救助ニ関スル事項
- 3 軍事救護ニ関スル事項
- 4 免囚保護ニ関スル事項
- 5 感化教育ニ関スル事項
- 6 行旅病人, 死亡人ニ関スル事項
- 7 部落改善ニ関スル事項
- 8 済生会ニ関スル事項
- 9 各種社会事業団体ニ関スル事項
- 10 救済事業ノ監督ニ関スル事項
- 11 労働問題ニ関スル事項
- 12 職業紹介ニ関スル事項
- 13 住宅公設市場其ノ他生活改善並防貧ニ関スル事項
- 14 各種社会事業ノ調査研究ニ関スル事項
- 15 民力涵養ニ関スル事項
- 16 其ノ他社全施設ニシテ他課ノ主管ニ属セサル事項

社会課の職員構成は、1922(大正11)年度においては、社会課長である社会事業専任理事(3官1名、属4名、産業主事補1名、嘱託1名、雇2名の計9名であった³⁸⁾。1923(大正12)年度から社会主事1名が新たに配置されている³⁹⁾。

次に1922(大正11)年度における社会課の事業中主要なものをあげておく。

① 社会事業の助成及び奨励

長野県に於ては従来より慈恵救済資金から、毎年各救済団体に補助金を交付したが、1922(大正11)年度には、以下の通り補助金を交付している。

1922(大正11)年度における補助金

大勸進養育院 500円 長野盲啞学校 1,294円 松本女子求道会 260円 信濃福寿園 100円 松本助成協会 50円 上田医師会夜間無料診療所 250円 信濃同仁会 250円 計 2,704円

なお1923(大正12)年度より、大礼賑恤資金より補助されることになった⁴⁰⁾。民間の社会事業施設や団体に公的な資金援助は前期よりまして行われるようになり、民間施設や団体と雖も公的な性格をもつことになった。しかし、補助金の出所は社会事業期に至っても、慈恵救済資金や賑恤資金によるもので、慈恵的な性格が残存していた。

② 地方改善事業の助成及び奨励

長野県における部落数は288を数え、戸数は3,200戸、人口は19,263人に及び、部落の状況をみるに、一般に比べ改善すべき点があり、その改善は長野県社会事業中重要な部門と認め、1922(大正11)年度においては、地方改善懇談会を長野市に開催し、また他の地方の優良部落視察のため、県内より地方出身者及び地方改善篤志家4名を選抜し、関西方面に派遣している⁴¹⁾。

③ 講習会、協議会、展覧会等の開催

長野県社会課では、「社会事業ニ関スル観念ノ鼓吹…又社会事業ニ関スル正確ナル智識ヲ与フル為ニ⁴²⁾」社会事業に関わる講習会、協議会、展覧会などを開催している。

イ 社会事業講習会

長野県社会課では社会事業に関する知識普及を図ることは社会事業達成のため極めて重要な事業であると位置付け、1922(大正11)年9月25日より5日間、長野市において社会事業講習会を開催している。受講者は200余名で、講習科目及び講師は以下の通りである⁴³⁾。

社会事業講習科目及講師

生活問題 法学博士 森本 厚吉

児童保護 文学・医学博士 富士川 ユウ

社会事業委員制度 大阪府主事 山本 茂吉

社会教育 文部事務官 乗杉 嘉寿

社会事業一般 内務省嘱託 生江 孝之

岡山県済世顧問制度実験談 岡山県済世顧問 藤井 静一, 山本 徳一

こうして7講座設けられたが、なかでも、日本社会事業成立期の指導者といわれる内務省嘱託の生江孝之の「社会事業一般」は注目される。また「岡山県済世顧問制度実験談」は、長野県において1923(大正12)年度から実施される方面委員制度導入の布石として行われたものである。

ロ 社会事業協議会

長野県社会課は1922(大正11)年9月30日長野市において社会事業協議会を開催した。出席者は関係官公吏、社会事業家、宗教家、教育家、その他一般篤志家等150余名であった。協議会では内務省嘱託生江孝之の講演及び大阪方面委員玉野井永之助の実験談があった。協議事項は、1 農村ニ於ケル社会的施設ノ実況及之ニ関スル意見、2 地方ニ於ケル生活改善ノ実況及之ニ関スル意見、3 児童保護ニ関シ急施ヲ要スル事項の3項目であった⁴⁴⁾。

ハ 社会教化事業協議会

長野県社会課は1923(大正12)年3月2日長野市において社会教化事業講習会を開催し、1 民衆教化事業、2 地方改善事業、3 児童保護事業、4 免囚保護事業の4項目について協議した。出席者は、仏教家及びその他の篤志家であった⁴⁵⁾。

ニ 生活改善消費節約協議会

長野県社会課は1922(大正11)年10月26日より11月7日まで、県下各都市19箇所において生活改善消費節約協議会及び講演会を開催し、県民の生活改善あるいは社会事業に関する知識の普及を目論んだ⁴⁶⁾。

ホ その他

その他栄養改善のための栄養講習会、生活改善消費節約展覧会を開催している⁴⁷⁾。

以上のように、長野県社会課は1922(大正11)年度において、法令による恤救規則に関する事務、軍事救護法、感化法に関する等の事務、社会事業団体補助、地方改善事業及び社会事業に関わる各種講習会、協議会などを開催した。1923(大正12)年度から初めて、県予算歳出經常部に社会事業費11,266円及び歳出臨時部に社会事業費6,000円が計上され⁴⁸⁾、長野県社会課は本格的にその事業を展開するが、1923(大正12)年度の新規事業として、以下の5項目があげられていた。

1) 方面委員制度の組織

長野県社会課では1923(大正12)年4月より方面委員制度を実施するが、方面委員費1,500円(長野県慈恵救済資金より)が計上されている⁴⁹⁾。

2) 一般社会事業の奨励

長野県社会課では、社会状況の変化に伴い、適切な社会事業の振興を図るため1923(大正12)年度より、とくに児童保護施設、労働者福利増進施設、その他地方の適切な社会事業に対し、長野県社会事業奨励規程により奨励金を交付することになり、予算1,000円(歳出臨時部社会事業費より)が計上されている⁵⁰⁾。

3) 公設市場の設置奨励

長野県社会課では公設市場の設置に対して、その設備費あるいは地債利子等に対して補助金を交付し、その設置を奨励した。予算2,000円(歳出臨時部社会事業費より)が計上されている⁵¹⁾。

4) 窮民救助及救療費補助

市町村において無告の窮民を救助し、あるいは疾病窮民に対し救助をした際には、その支出額に対し慈恵救済資金により2分の1以内を補助することになり1923(大正12)年度の予算3,000円が計上されている⁵²⁾。

5) 地方改善の補助

長野県社会課では部落改善のため公会堂の建設、共同浴場の設置、道路の改良、井戸堀削及び地区整理等の事業に対し補助金を交付することになり、予算3,000円(歳出臨時部社会事業費より)が計上されている⁵³⁾。

長野県社会課による事業の性格的特徴について、社会事業専務理事官(社会課長)である三樹樹三は、1922(大正11)年、第45回通常県会で「社会課ニ於キマシテ為ス所ノ社会事業ガ総テノ社会事業ニ行渡ツテ居ラナイノデアリマシテ、唯処務細則ノ上ニ於テ命ゼラレテ居ル所ノ事務ニ止マツテ居ルト云フコト、ソレカラ社会課ニ於テ直接ニ行ヒマスル所ノ事業ハ法令ノ上ニ於テ命ゼラレタモノ及ビ直接県ガ施行スルコトガ適切ト考ヘラレルコトニ止マリマシテ、其他ノ事業ハ之ヲ市町村或ハ個人ノ経営ニ委シ其指導奨励ヲ県ガ為ス⁵⁴⁾」と答弁している。このように社会課による事業は処務細則による事業、法令による事業、県が直接施行するのが適切と考えられる事業に止まって、その他の事業については市町村の社会事業行政あるいは民間社会事業の経営に委し、県はその指導監督と奨励をするというものであった。

長野県社会課は、前述したように1924(大正13)年に廃止され、1926(大正15)年に再設置と曲折をみたが、その後、社会の要請に伴い社会事業に関わる事務分掌を拡張し、それに伴って、予算の増額(表1)社会課職員の増員が行われた。こうして、長野県社会課は社会事業行政を展開している。

社会課事務分掌(1935〔昭和10〕年)

- 1 羅災救助, 救護法其ノ他賑恤救済ニ関スル事項
 - 2 軍事救護ニ関スル事項
 - 3 行旅病人死亡人ニ関スル事項
 - 4 方面委員ニ関スル事項
 - 5 職業紹介, 失業防止, 失業救済ニ関スル事項
 - 6 移民及移住ニ関スル事項
 - 7 入営者職業保障法ニ関スル事項
 - 8 公設市場, 公設浴場, 公設質屋ニ関スル事項
 - 9 住宅組合及住宅改善ニ関スル事項
 - 10 少年教護事業ニ関スル事項
 - 11 恩賜財団済生会ニ関スル事項
 - 12 司法保護ニ関スル事項
 - 13 地方改善, 融和事業ニ関スル事項
 - 14 精神作興並勤儉奨励其ノ他生活改善ニ関スル事項
 - 15 児童保護ニ関スル事項
 - 16 救療事業ニ関スル事項
 - 17 社会事業関係法人ニ関スル事項
 - 18 其ノ他社会事業ノ助成監督ニ関スル事項
- 長野県社会課『長野県社会事業便覧(昭和11年)』1頁

(表1) 県歳出経常部及び臨時部の社会事業費の推移

年 度 \ 項 目	歳出経常部 社会事業費	歳出臨時部 社会事業費
1923 (大正12) 年度	11,266(円)	6,000(円)
1925 (同14) 年度	8,955	10,700
1926 (同15) 年度	12,262	16,200
1929 (昭和4) 年度	42,313	16,460
1930 (同5) 年度	39,540	11,440
1931 (同6) 年度	40,941	10,150
1932 (同7) 年度	37,947	38,430
1933 (同8) 年度	36,680	127,067
1934 (同9) 年度	44,107	135,358
1935 (同10) 年度	40,880	34,622
1936 (同11) 年度	44,532	32,475
1937 (同12) 年度	53,211	84,087

長野県社会課『長野県社会事業要覧(1923年)』、長野県社会課『長野県社会事業概要(1926年)』及び『長野県通常県会決議録』第51回～第59回より作成

長野県社会課職員一覧(1935年)

地方事務官(兼務) 1人 県書記 6人
 社会事業主事 1人 雇 7人
 社会衛生技師 3人 社会事業協会書記(兼務)1人
 属 3人 済生会雇(兼務) 1人
 社会事業主事補 1人
 長野県社会課『長野県社会事業便覧(昭和11年)』11頁

4. 長野県社会事業協会の設置

前述したように長野県社会事業行政は1921年長野県社会課の設置以降昭和戦前期にかけて整備充実を図ったが、県の社会事業行政だけでは十分な対応ができず、それをカバーする補助機関として、1928年10月、長野県社会事業協会を長野県庁内に設置し、社会事業団体並びに社会事業関係者の連絡、適当な社会事業の企画運営、社会事業団体に対する後援、講習、講演会、研究会の開催、講師派遣、視察員の派遣、社会事業従事者の表彰、冊子の発刊、各種資料の蒐集調査、その他必要な事業を展開している。同会事務所は長野県庁社会課内に置かれ、同会の総裁に県知事、会長に長野県学務部長、常務理事は長野県社会課長に委嘱され、実質長野県が管理運営する社会事業の連絡統一機関である。1930年度の同会の事業概況は、方面委員記念日実施、第39回全国婦人矯風会大会開催助成（長野市で開催）、会員総会開催、本協会概要印刷配布、児童愛護週間の実施、保育事業講習会開催、長野県主催の社会事業関係市町村吏員打合会開催助成、歳末同情週間実施、社会問題講習会開催、救護法実施促進全国方面委員代表者会議出席者派遣、方面委員県外社会事業施設視察に付き旅費補給、同情週間基金並震災義援金募集活動写真映写会後援と多岐にわたっている⁵⁵⁾。

5. 上田市社会課の設置

こうした県の社会事業行政が展開していくが、一方、長野市、松本市や上田市においても昭和戦前期に社会課が設置されている。ここでは、比較的資料に恵まれた上田市社会課の動向について取り上げる。

上田市では1931年3月まで、上田市社会事業行政は学務課社会係の職制下に1人の社会事業専務職員の配置はなく、学務課長並びに衛生係の兼務により社会事業事務を担当としたが、1932年1月の救護法の実施に伴い、上田市においても社会事業専任の社会係書記1名と付属雇員1名を配置して、市社会事業全般の事務を管掌してきたが、社会事業の分野は、軍事扶助事業、方面事業、児童保護事業、児童虐待防止法、少年教護法の実施など極めて広範多岐にわたり、それとともに中央地方共に社会事業行政機関の組織化、系統化の動きがあり、上田市においても社会事業行政の整備充実を図るため1937年4月1日、上田市社会課を設置している⁵⁶⁾。以下に、上田市社会課事務項目と上田市社会課関係施設一覧を挙げておく。

上田市社会課事務項目

- ・市営住宅の経営管理に関する事項
- ・恩賜財団済生会救療並一般救療に関する事項
- ・救護事務に関する事項
- ・軍事扶助に関する事項
- ・方面委員及委員会に関する事項
- ・融和事業に関する事項
- ・児童保護に関する事項（保育事業）
- ・授産事業に関する事項
- ・職業紹介に関する事項
- ・少年教護に関する事項

- ・ 移殖民に関する事項 ・ 児童虐待防止に関する事項 ・ 母子扶助に関する事項
- ・ 行旅病人及行旅死亡人（変死人も含む）及精神病者看護事項に関する事項
- ・ 罹災救助に関する事項 ・ 司法保護に関する事項 ・ 社会教育に関する事項
- ・ 私設社会事業団体に関する事項 ・ 隣保事業に関する事項
- ・ その他社会事業に関する一般の事項

注：『上田市広報』第194号1937年4月15日、pp. 10-11

上田市社会課関係施設一覧

○市営社会事業施設

社会係—方面事業（上田市方面委員会、上田市方面事業助成会、自殺防止施設）

救護事務（上田市方面委員『救護委員』、上田市方面委員会指定宿泊所、方面無料住宅）

救療事務（恩賜財団済生会医療救護）

児童保護（上田市少年教護委員、上田市児童遊園地、明光保育園『農繁期託児所』、みひかり保育園『農繁期託児所』）

福利係—住宅供給（市営住宅109戸）

職業紹介（上田市職業紹介所）

授産（信州刺繍協会、上田市方面事業助成会砂利採取場）

融和事業（柳原地区整理、豊原共同作業場）

移殖民係—移殖民海外発展（信濃海外協会上田支部）

社会教育係—社会教育全般（上田市時間励行会連合会、上小公德会、上田ラジオ体操会）

○私設社会事業団体施設名

救護関係（上縣仏教会救護施設『慈光園』、長野電気株式会社上田営業所『無料灯』、上田明照会見警察『母子ホーム』）

救療（上田市医師会夜間診療所『無料、経費、低額診療』）

児童保護（上田明照会甘露園『常設保育所』、芳泉寺慈袍園（保育）、上田明照会児童遊園地、上田明照会児童無料健康相談所）

授産（上田明照会授産部）

融和授業（長野県同仁会支部、豊原改善組合、柳原改善組合、諏訪部地区改善組合）

社会教育一般（上縣仏教会司法保護部光生寮、上田市婦人団体連合、日本基督教婦人矯風会上田支部、常田児童修養会、眞誠会『内鮮融和』）

注：『上田市広報』第194号1937年4月15日、pp. 11-12

設置当初の上田市社会課職員には、上田市主事、社会課長に西澤梅雄、社会課、社会事業係兼務に池内助次郎、社会課、社会事業係に竹内権右衛門、社会課臨時雇員に片岡孝夫、学務課、社会課兼勸業課給仕に半田武夫が任命されている⁵⁷⁾。

町村では、町村吏員に社会事業係を命じて社会事業行政の事務を担当させた。

6. 長野県方面委員制度の設置

日本における方面委員制度の嚆矢は1918(大正7)年米騒動を背景にして、岡山県済世顧問制度より

ヒントを得て設置された大阪方面委員制度である⁵⁸⁾。それ以後、各府県、市において方面委員が設置された。長野県においても「社会状態及生活状態ヲ調査シ其ノ改善ヲ図リ生活ノ安定ヲ期スル為メ⁵⁹⁾」1923(大正12)年4月30日、長野県方面委員制度が設置された。

長野県方面委員規程(1923年4月30日 長野県告示第257号)

第1条 社会状態及生活状態ヲ調査シ其ノ改善ヲ図リ生活ノ安定ヲ期スル為メ方面委員ヲ設置ス

第2条 方面ノ区域ハ市ニ在リテハ小学校通学区域町村ニ在リテハ其ノ行政区域ニ依ル

第3条 方面委員ノ数ハ市ニ在リテハ十名以内町村ニ在リテハ一名トス但シ地方ノ事情ニ依リ増員スルコトヲ得

第4条 方面委員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ノ中ニ就キ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス

- 1 地方篤志家
- 2 官公吏
- 3 教育関係者
- 4 神職僧侶及諸宗教師
- 5 医師及産婆
- 6 其ノ他適当ト認ムル者

第5条 方面委員ノ職務ハ大凡左ノ如シ

- 1 関係方面内ノ一般社会状態ヲ調査スルコト
- 2 救済又ハ保護ヲ要スル者ニ就テハ其ノ生活状態ヲ精査シ之ニ対スル適切ナル救済及保護方法ヲ講シ其ノ徹底ヲ期スルコト
- 3 既ニ存在スル社会的施設ノ適否ヲ調査シ其ノ活用ヲ斡旋スルコト
- 4 新設ヲ要スル社会的施設ヲ政究シ其ノ実行ヲ期スルコト
- 5 社会公共的精神ノ鼓吹振作ニ努ムルコト
- 6 其ノ他特ニ委嘱シタル事項ノ調査及実行ニ当ルコト

第6条 方面ニハ必要ニ応シ事務所ヲ設ケ書記ヲ置クコトヲ得

第7条 事務ノ連絡統一ヲ図ル為郡市ニ方面委員会及県ニ理事会ヲ設ク

第8条 方面委員会ハ方面委員ヲ以テ組織シ郡市長ヲ以テ会長トス

方面委員会ハ毎年二回之ヲ開ク但シ必要アルトキハ隨時之ヲ開クコトヲ得

第9条 方面委員会ニ於テハ理事一名ヲ互選スベシ

第10条 理事会ハ県社会事業関係課長方面委員会長及同理事ヲ以テ之ヲ組織シ内務部長ヲ以テ会長トス

理事会毎年一回之ヲ開ク但シ必要アルトキハ隨時之ヲ開クコトヲ得

第11条 方面委員会及理事会ニ幹事ヲ置キ庶務ヲ処理セシム幹事ハ各会長之ヲ命免ス

(『長野県社会事業概要』1926年3月より)

長野県方面委員制度設置の要旨では、社会状態及生活状態の調査は、単に一官庁、一個人では到底できず、これを地方の事情に詳しい地方篤志家に依頼し、その活動と斡旋により各地方における一般社会状態及び生活状態を調査し、その欠陥を闡明するとともに、現に社会的に救済を要する点を明らかにし、あるいは既存の社会事業の適否を精査してその活用を全からしめ、あるいは新設すべき社会的施設を政究してその実行を計り、よって真に地方において緊急適切な社会的施設の完成を期さねばならない、これが長野県における方面委員制度の要旨である⁶⁰⁾。このように方面委員は、長野県社会事業行政を補完する補助機関的性格を有していた。

長野県方面委員規程によれば、方面の区域は市では小学校通学区域、町村ではその行政区域による

(同規程第2条)、方面委員の数は市では10名以内、町村では1名として、地方の事情により増員できるとした(同第3条)。その後、1926(大正15)年6月の方面委員制度改正により、町村では2名以内と改正された⁶¹⁾。方面委員は、方面委員制度の設置当初から県内のすべての市町村に方面委員が配置されたのではなく、未設置の町村もかなりの数に上っていた。たとえば1926(大正15)年3月20日現在の統計によると、県内全市町村数387に対して、方面委員設置市町村数は273で未設置または欠員町村数は114にも及んでいた⁶²⁾。しかし、年次を追って未設置町村は減少し、1928(昭和3)年4月10日現在では設置334で未設置は53となり⁶³⁾、同年7月には未設置は40と減じ⁶⁴⁾、1932(昭和7)年10月現在では、未設置は17町村となり⁶⁵⁾、さらに1936(昭和11)年4月現在では9町村を残すのみとなり⁶⁶⁾、こうして、方面委員制度は県下に普及していった。

方面委員の数は(表2)、1923(大正12)年に165名であったものが、年次を追って増加し、1937年度には710名に達している。

(表2) 年度別方面委員数

年 度	人 数	年 度	人 数
1923年	165	1931	527
1924	209	1932	527
1925	378	1933	527
1926	404	1934	536
1927	470	1935	554
1928	499	1936	560
1929	509	1937	710
1930	530	1938	830

長野県社会課『県下社会事業概況』1938年 p. 10

方面委員の担当世帯数は、要救護者の家庭調査を徹底的に行えるよう、できる限り委員の担当世帯数を少数にする必要があるが、全県下を施行区域とし、しかも農村を多くかかえているので、担当世帯数も多く、1929(昭和4)年12月現在委員一人当たりの担当世帯数は約570世帯にも及んでいる⁶⁷⁾。このような状況では、方面委員の広汎な業務を全うするのは、非常に困難であったと思われる。

委員の選任については、1 地方篤志家、2 官公吏、3 教育関係者、4 神職僧侶及諸宗教師、5 医師及産婆、6 その他適当と認める者の中から選任される(長野県方面委員規程第4条)となっている。1926(大正15)年3月現在の方面委員の職業別人員(表3)をみると、農業が130名と最も多く、次いで僧侶の95人となっている。地域での地主階級及び地域の有力者などが名誉職である方面委員に選任された状況がうかがえる。

方面委員には、事業のなかに児童保護、妊産婦保護等の事業が含まれているので、この方面の事業を徹底するには、女医、産婆、もしくは看護婦が適任であり、しかも恒産者の献身的努力が必要であると、県では女性を採用しようとする意向があった⁶⁸⁾。しかし、1925(大正14)年度末の方面委員名をみる限り、女性方面委員は見当らず、その採用は掛声だけに終わった⁶⁹⁾。

方面委員の職務については、長野県方面委員程において、1 関係方面内の一般社会状態を精査する

こと、2 救済又は保護を要する者について其の生活状態を精査し之に対する適切なる救済及び保護の方法を講じ其の徹底を期すること、3 既に存在する社会的施設の適否を調査し其の活用を斡旋すること、4 新設を要する社会的施設を攻究し其の実行を期すること、5 社会公共的精神の鼓吹振作に努めること、6 其の他特に委嘱したる事項の調査及び実行に当ることとなっている。とくに各種調査により、社会事業行政の合理化、能率化を企図し、また社会公共的精神の鼓吹振作に努めるといふのは、社会教化を指しており、労働争議、小作争議が激化する社会状況のなかで、飢えたる県民の反体制的心情の緩和を企図したのである。

(表3) 方面委員職業別人員

職 業	人員
農 業	130
商 業	12
蚕 稽 製 造 業	7
酒 醬 油 製 造 業	14
会 社 銀 行 員	15
公 吏	29
教 育 者	5
医 師	18
僧 侶	95
神 職	12
郵便局長（三等）	10
そ の 他	28
計	375

長野県社会課『長野県社会事業概要』1926年、34

方面委員の取扱う具体的活動は、大別して、1 相談指導、2 救療、3 救護、4 児童保護、5 戸籍整理、6 其の他の6項目であった⁷⁰⁾。住民の生活状態調査に当っては、カードシステムが採用され、生活状態の細密な調査を行い、貧困者を全く困窮する者「第一種貧困階級」とそれほどでない者「第二種貧困階級」とに峻別し、要救済者に対しては、窮民救助、軍事救護、軍人遺家族廃兵及家族救護、羅災救助、愛国婦人会救護、その他各種社会事業機関に対する手続の斡旋、あるいは別に救済の方法を講じ、受救後もその境遇の改善指導にあたり、要救療者に対しては、済生会、医師会、赤十字社病院その他実費あるいは無料診療機関に対する手続きを斡旋し、戸籍の整理については、内縁・私生等の整理及び無籍者の就籍、また、児童保護については妊産婦・幼児の健康保持のための健康相談所、巡回産婆等の設置及び利用、貰子・里子・継父母その他他人等の手で虐待された児童の保護、学齢児童の就学出席の督励と貧困家庭児童の保護、託児所の設置及び利用、少年少女の職業・労働状態の改善及びその健康風紀の保全、保護少年少女に対する感化善導、心身薄弱ならびに虚弱児童に対する保護、保養所及び遊園地の開設及び利用、その他として、一般住民の生活安定のため、市場・購売組合・信用組合の設置利用、懶惰放免などの者に説諭善導、簡易生命保険・規約貯金・産業組合等への加入、副業奨励、生業資金の貸付などを任務とした⁷¹⁾。

さらに方面委員の留意すべき事項を体系的に示せば以下のとおりである。

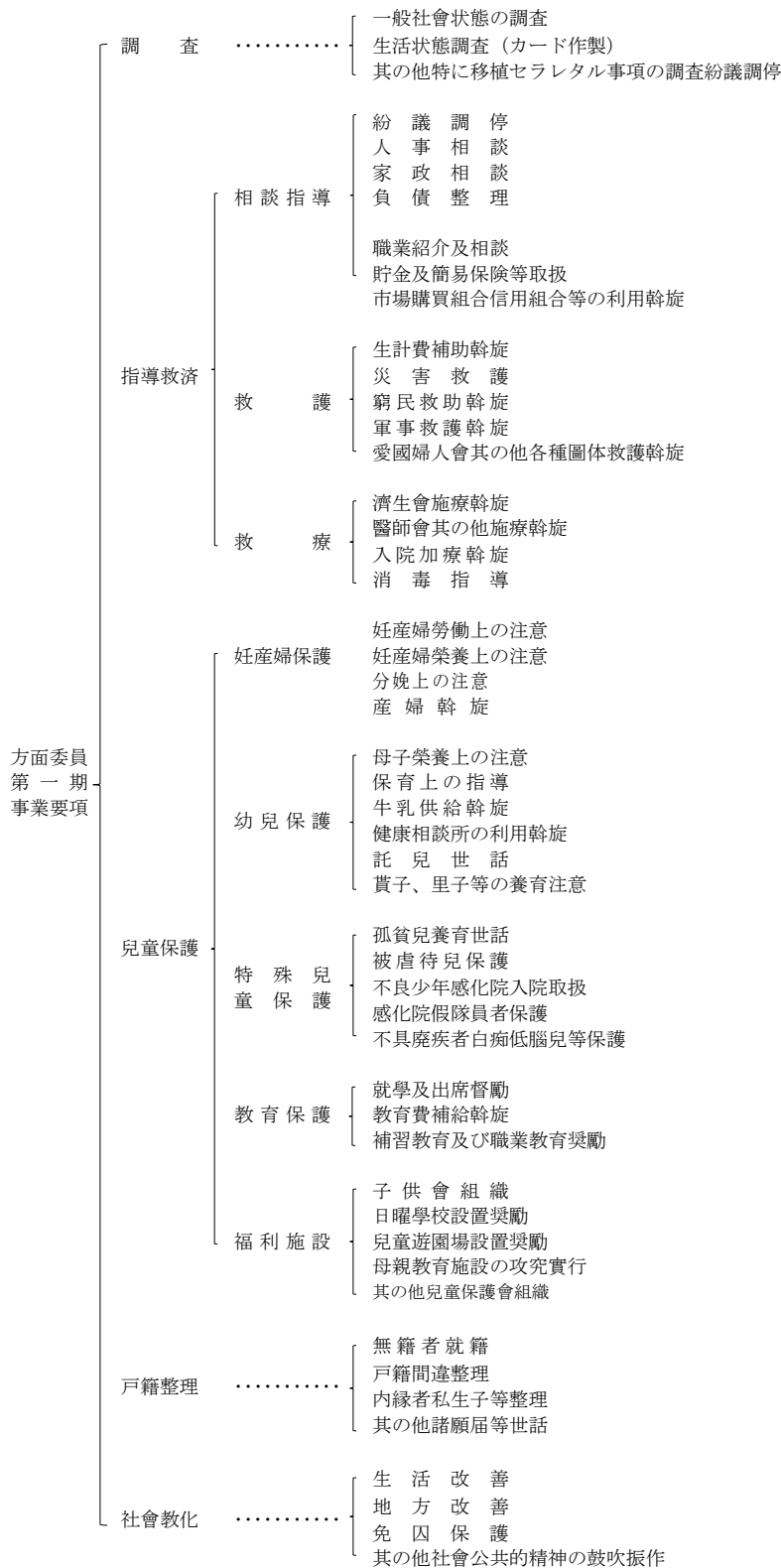


図1 方面委員事業要綱 『長野県方面委員制度並事業概要』 32~34 頁

方面委員の取扱件数の動向(表4)については、1923(大正12)年度に1,099件であったものが、年次を追って、方面委員設置町村の増加及び慢性経済恐慌のなかで取扱件数が増加し、なかでも、世界大

恐慌、農村恐慌に見舞われ1930(昭和5)年度においては前年度より5,000件弱の著しい増加を示し、その後も増加を続け1935(昭和10)年度に54,986件とピークに達している。取扱種類別件数(表5)では、救護と相談が他を圧倒して多いのがわかる。カード階級者数(表6)の動向では、1927(昭和2)年の2,014人から、1928(昭和3)年をのぞき、漸次増加しているのがわかる。1927(昭和2)年の2,014人の内訳は、第一種貧困階級(極貧)1,017人、第二種貧困階級(貧窮)997人であった。郡市別状況(表7)では、小県、上水内、諏訪の各郡が多く、下伊那、松本市、下水内郡がこれに続いている。

(表4) 取扱件数

年 度	取扱件数
大正12年度	1,099
13年度	3,032
14年度	4,682
15年度	4,249
昭和2年度	5,213
3年度	7,594
4年度	7,843
5年度	12,728
6年度	17,180
7年度	23,807
8年度	31,880
9年度	41,305
10年度	54,986
11年度	54,072
12年度	46,428

(表5) 方面委員取扱種類別件数

区 分	大正12	大正13	大正14	大正15	昭和2	昭和3	昭和4	計
	(8ヵ月)						(6ヵ月)	
相談指導	279	1,207	1,530	1,089	1,041	1,902	764	7,812
救 療	125	389	442	473	533	669	301	2,932
戸籍整理	52	351	319	259	378	358	176	1,893
救 護	331	453	1,091	1,469	2,727	3,035	1,160	10,266
児童保護	175	252	419	718	124	764	476	2,928
そ の 他	137	371	881	241	410	866	256	3,162
計	1,099	3,023	4,682	4,249	5,213	7,594	3,133	28,993

『長野県方面委員制度並事業概要』
292～294 頁

『県下社会事業概況(昭和13年)』
12 頁

(表6) カード階級者数

年 度	人 数
昭和2年度	2,014
3年度	2,008
4年度	2,038
5年度	2,180
6年度	2,195
7年度	2,566
8年度	4,041
9年度	4,065
10年度	5,929
11年度	6,072
12年度	6,219

『県下社会事業概況(昭和13年)』
11～12 頁

(表7) 方面カード数(昭和2年末調)

都市別	種別		合 計
	第一種	第二種	
南 佐 久 郡	40	38	78
北 佐 久 郡	37	61	98
小 県 郡	138	150	288
諏 訪 郡	91	110	201
上 伊 那 郡	43	53	96
下 伊 那 郡	75	66	141
西 筑 摩 郡	22	22	44
東 筑 摩 郡	83	23	106
南 安 曇 郡	40	25	65
北 安 曇 郡	33	30	63
更 級 郡	40	39	79
埴 科 郡	23	19	42
上 高 井 郡	28	26	54
下 高 井 郡	23	21	44
上 水 内 郡	86	116	202
下 水 内 郡	52	59	111
長 野 市	35	58	93
松 本 市	92	40	132
上 田 市	36	41	77
合 計	1,017	997	2,014

『長野県方面委員制度並事業概要』
268～269 頁

カード世帯数 1,536 人の内訳を職業別にみると(表 8)、日雇日稼が 433、農業 363、無職 286 が多く、次いで行商 39、職業不定 31、製糸工女 24、藁細工 20 で、以下は零細な職人、小商人、雑業であり、日雇日稼、行商、職業不定のように不安定就労者の貧窮化が明瞭である。農業 363 の内容は、小作農をはじめとして、零細小農であったと思われる。健康状態については、(表 9) 病弱 509、不具廃疾 10 と 4 割強の者が健康を害していた。また、収入支出の状態については(表 10 及び表 11)、月收入 10 円以下が 23.5%に達し、30 円以下とすれば 75.4%に及んでいた。

(表 8) 職業別世帯数 (上位 10 種のみ)

職業	世帯数
日稼・日雇	433
農業	363
無色	286
行商	39
不定	31
製糸工女	24
藁細工	20
接摩	18
大工	16
量糸製造	16

『長野県方面委員制度並事業概要』
272～278 頁

(表 10) 月收入

収入額	世帯数
無	34
5円以下	69
5円～10円以下	255
10円～15円以下	237
15円～20円以下	243
20円～30円以下	318
30円～40円以下	176
40円～50円以下	110
50円～60円以下	49
60円～70円以下	13
70円～80円以下	6
80円～90円以下	5
180円	1
不明	20

『長野県方面委員制度並事業概要』
283 頁

(表 11) 月支出

支出額	世帯数
5円以下	65
5円～10円以下	222
10円～15円以下	229
15円～20円以下	219
20円～30円以下	329
30円～40円以下	216
40円～50円以下	126
50円～60円以下	69
60円～70円以下	22
70円～80円以下	10
80円～90円以下	3
90円～100円以下	7
100円～120円以下	2
不明	16

『長野県方面委員制度並事業概要』
284 頁

(表 9) 世帯主健康状態別数

健康状態	人数
健康	540
中等	384
病弱	509
不具廃疾	101
不明	2

『長野県方面委員制度並事業概要』
281 頁

貧困原因では(表 12)、世帯主の疾病・老衰が 527 と他を圧倒しており、次いで主な生計者の死亡 391、多子家族 134、飲酒 105 の順であった。世帯主の健康状態(表 9)と併せてみるならば、疾病と貧困、生活破壊という悪循環が看取される。方面委員の費用(表 13)は、方面委員制度設置年度 1923(大正 12)年は、特別会計の長野県慈恵救済資金より予算 1,500 円が計上されたのをはじめとして、ほぼ次を追って増加の傾向にあり、後に経常部社会事業費の中に計上されるようになった。とくに、予算は救護法施行年度の 1931(昭和 6)年度には 6,000 円台になり、1936(昭和 11)年までほぼ横這いとなり、1937(昭和 12)年度には予算 8,052 円が計上されている。方面委員の活動を円滑にし、方面委員事業の達成を図るためには、一般県民に対し、方面委員制度の趣旨を普及し、理解を求めることが重要課題となった。そのため長野県では 1923(大正 12)年 10 月「方面委員に就て」というビラ 149,000 枚を作製し、県民に配布した⁷²⁾。また、郡市町においても、ビラが用意され住民に配布したが、長野市において 1924(大正 13)年「方面委員の設置に就て」のビラを市民に配布し、市内要所に「方面委員の相談に預る事」という看板を設けている⁷³⁾。

また、市町村における方面活動を助成するため、長野県方面委員制度の設置年 1923(大正 12)年より、県下各市町村で方面事業助成会が設置され⁷⁴⁾、1924(大正 13)年、長野市社会事業助成会⁷⁵⁾が組織されて以来、方面事業助成会は急速に県内に普及した。1929(昭和 4)年 12 月現在 43 団体⁷⁶⁾であったものが、1935(昭和 10)年は 152 団体⁷⁷⁾、1937(昭和 12)年には 197 団体を数えるに至る⁷⁸⁾。こうして、長野県内において、1923(大正 12)年以降、方面事業が急速に普及し、その展開をみるのであった。方面事業助成会の活動は方面活動助成を主としながら、様々な地域のニーズに応じた社会事業を実践している。それは、例えば授産事業や保育事業である。方面事業助成会は、方面活動と併せて地域の社会事業の実践とその普及に大きな役割を担っていた。

方面委員制度は 1928(昭和 3)年には、全国各道府県に設置され、方面委員制度を法制化すべきとの議論が起り、1936(昭和 11)年 11 月勅令により方面委員令が公布され、1937(昭和 12)年 1 月より施行され、方面委員は国の法制上の機関となり明確な地位を得るのであった⁷⁹⁾。

(表 12) 貧困原因

貧困原因	世帯数	貧困原因	世帯数
主タル生計者ノ死亡	391	負 債	1
世 帯 主 ノ 失 業	23	飲 酒 及 悪 癖	1
世 帯 主 ノ 疾 病 老 衰	527	悪 習	7
幼 少 家 族 多 シ	134	夫又ハ妻死亡本人老衰	8
職 業 不 定	47	家族疾病世帯主老衰	2
収 入 不 足	79	失 業 及 飲 酒	1
家 族 疾 病	88	放 蕩	1
浪 費	11	扶養義務者所在不明	3
飲 酒	105	家 族 世 帯 主 疾 病	2
家 政 荒 廢	37	世帯主ノ疾病老衰飲酒	1
主タル生計者ノ死亡世帯主ノ疾病老衰	12	夫 又 ハ 妻 離 別	6
怠 惰	19	世 帯 主 の 入 営	4
怠 惰 及 飲 酒	9	不 明	7

『長野県方面委員制度並事業概要』290～291 頁

(表 13) 県費用方面委員費の推移

年度	予算	決算	科目
大正12年	1,500(円)		特別会計長野県慈恵救済資金
13年		1,201円66	
14年		2,148. 79	
15年		3,603. 16	
昭和 2年		3,923. 11	
3年		4,128. 12	
4年	4,829		経常部社会事業費
5年	4,129		同 上
6年	6,729		同 上
7年	6,600		同 上
8年	6,155		同 上
9年	6,581		同 上
10年	6,581		同 上
11年	6,413		同 上
12年	8,052		同 上

『長野県社会事業要覧(大正 12 年)』、『長野県社会事業概要(大正 15 年)』及び『長野県通常県会決議録』第 51 回～第 59 回より矢上作成

7. 救護法の実施

救護法による救護では、1931 年 8 月、「救護法施行令」(勅令 211 号)、「救護法施行規則」(内務省令第 20 号)の発令を受けて、長野県では同年 12 月、「救護法施行細則」(長野県令第 20 号)を定め、翌年 1 月より救護法による貧困者の救護を開始している。1931 年度の恤救規則による国費救恤人員が 113 人に対して、1932 年度の救護法による救護人員が 2,390 人に増加し、それが 1936 年には 5,541 人に達している。救済の制限主義を貫徹した恤救規則から救護法に代わって救護の対象が拡大されたことが確認できる(表 14)。

この他、軍事救護法による救護、行旅病人及び行旅死亡人に対する救護が行われた。

(表 14) 救護法による救護人員

(単位 人員：人 額：円)

年次	事由別人員						国費救助額					
	総数	廃疾	老衰	疾病	幼弱	棄児 その他	総数	廃疾	老衰	疾病	幼弱	棄児 その他
32(7)	2,390	82	598	434	1,119	147	44,311	1,764	13,633	9,478	16,405	3,031
33(8)	3,019	110	688	603	1,476	142	60,081	2,802	17,506	11,470	23,994	4,319
34(9)	2,874	108	627	514	1,441	184	73,475	3,287	24,444	11,443	27,930	6,371
35(10)	3,352	130	804	463	1,683	272	74,198	3,226	21,914	11,036	30,441	7,581
36(11)	5,541	186	1,303	901	2,722	429	85,636	3,667	24,366	13,211	34,747	9,645
37(12)	3,613	179	887	640	1,522	376	93,463	3,640	32,686	12,452	34,966	9,733
38(13)
39(14)	3,893	282	925	953	1,316	417	117,168	5,484	31,205	32,025	32,401	16,053
40(15)	3,491	163	931	850	1,186	361	122,786	5,842	33,676	29,632	31,102	22,534

8. 医療保護の展開

1918年7月、全国的な米騒動が勃発や1920年以降の慢性的経済恐慌の中で、長野県内の小作農や小農層及び市街地の細民層を中心に生活破壊が進み、それが健康破壊へと連動し、要医療保護層が形成されたのである。もはや、これまでの慈善的な救済では対応できず、社会的な医療保護への転換が要請されたのである。

この時期の長野県内の医療保護事業では、1917(大正6)年8月、上伊那郡小野村に小野病院が開設されたのをはじめとして、1920(大正9)年4月、上田市医師会夜間無料診療所が開設され、1921(同10)年4月、松本市医師会救療部が設置され、同年5月には日本赤十字社長野市支部病院による窮民施療が開始され、1922(同11)年9月、諏訪郡医師会救療部が上諏訪町に設けられるなど県下各地で医療保護事業が開設されている(表15)。

(表 15) 医療保護機関 (1920～1931年)

創立年月	医療機関
1917年8月	財団法人小野病院 (上伊那郡小野村)
1920年4月	上田市医師会夜間無料診療所
1921年4月	松本市医師会救療部
1921年5月	日本赤十字社長野支部病院 (長野市)
1922年9月	諏訪郡医師会救療部 (上諏訪町)
1923年4月	長野市窮民施療
1923年5月	村立南向病院 (上伊那郡南向村)
1924年3月	川西病院 (小県郡中塩田村)
1925年6月	村立金沢病院 (諏訪郡金沢村)
1927年4月	長野市医師会実費診療所
1927年5月	市立松本病院
1929年5月	村立安曇病院 (南安曇郡安曇村)
1931年12月	飯田医師会夜間診療所

注) 『長野県社会事業要覧』1923年、『長野県社会事業概要』1926年及び『長野県社会事業便覧』1936年

上田市医師会夜間無料診療所の設立

ここで、画期的な無料診療を実施する上田市医師会夜間診療所の状況についてとりあげる。上田市

医師会は1919年12月、上田市医師会夜間無料診療所の開設を総会において決議し、翌年4月15日より上田市字松原に夜間無料診療所を開始した。同年11月16日、患者漸増のため狭隘となり上田市字伊勢町に移転した。同診療所は敷地50坪、建坪35坪の2階建てで、玄関兼患者個室4畳半、薬局3畳半、診療室6畳、手術室5畳半、図書室兼会員控処2畳、教室12畳、当直12畳、炊事室10畳の間取りである。

同夜間診療所は診療開始当初は事業の主旨が市民に徹底せず、受診者が少数であったが日を経るにしたがい増加し、毎夜10人から30人の患者が受診し、1920(大正9)年4月から1921(大正10)年12月まで21ヵ月間の患者数は609人で、延べ人員は5,230人である。施療は夜間(夏期7時～10時、冬期6時～9時)行い、救療資格は戸数割等級末等またはこれに準ずるものとされていた。医師は日割りを定めて3人交代勤務し、ほかに専属の看護婦兼産婆1名を配置している。なお、同所規程の五条に、「本所に来るを得ざる者(重症又は歩行不能の者)には区長又は衛生組合長の証明に依り往診す(往診は時刻を定めず)」の一項が加えられ、往診にも対応している。

夜間診療所の利用者をみると(表16)、低所得層の幼児、学齢児童が多く、次いで農民や日雇、職工、小商人及び行商人、各種職人が多くを占め、無職が26名おり、『日本の下層社会』の著者横山源之助のいう日本の下層社会を構成する職業と符合する。

(表16) 夜間診療所利用患者の職業動向(1920年4月～1921年12月の統計)

職業	人員	職業	人員	職業	人員
幼児	110人	大工	6	女中	2
農業	78	子守	6	料理人	2
学童	65	諸会社雇	5	青物行商	2
日雇	62	手車牽	4	按摩業	2
工女	28	牛肉行商	4	鳶職	1
雑行商	27	新聞配達	3	建具職	1
雑貨商	23	小物商	3	屑物商	1
車夫	18	桶職	3	金網製作	1
雑工	17	火夫	2	馬宿業	1
商店雇	13	下駄職	2	活弁士	1
魚行商	10	左官	2	仕立職	1
大工夫	9	郵便局雇	2	雑	39
木挽	7	油行商	2	無	26
印刷工	7	水汲夫	2		
洗濯婆	7	口入業	2	計	609

注)『長野県社会事業要覧』1923, pp. 74-75

同診療所は、22年間に延べ約10万人の中下層民を治療し、医療保護事業で大きな実績を残したが、1941年3月、医療保護法の公布を契機に、同年11月2日閉鎖している。

9. 経済保護事業

職業紹介では1920年9月、上田市職業紹介所(紹介業種:工業、土木、建築、農業、戸内使用人、商業、雑役婦)を設置はじめとして、翌年4月、松本市職業紹介所(紹介業種:農蚕業手伝、雑役、

女中、土工人夫)、同5月に長野市職業紹介所(紹介業種:事務員、店員、労働者、職工、戸内使用人)が失業者の増加を背景に設置されている。上田市職業紹介所と長野市職業紹介所はそれぞれ付帯事業として少年職業指導も行い、松本市職業紹介所では付帯事業として、後述する簡易宿泊所及び簡易食堂を開設し、失業する生活困窮者に食、住のサポートも併せて行っている⁸⁰⁾。

住宅供給では、1921年12月、松本市営住宅の設置をはじめとして、県内の6市町村で公営住宅が開設され、住宅組合についても1921年、長野住宅組合、第二長野住宅組合、松本住宅組合、上諏訪住宅組合、松代住宅組合、小倉住宅組合が設立され、1930年までに県内59か所に住宅組合が設置され、住宅難で困窮する県内要保護層の需要に対応した。

1922年5月、松本市簡易宿泊所が松本市職業紹介所の付属事業として同所の2階に設置され、畳部屋5部屋で、1室5人収容、夜具その他必要な一切の設備があり、食事は1921年5月設置の松本市簡易食堂が利用できた。同食堂は50人利用可能で、市の指定商人に一定価格の下に食事を提供させ、食事料金は朝食10銭、昼食13銭、夕食15銭で、1922年度中の食堂利用延べ人員は46,538人に達している。このように松本市では、職、住、食をセットで要保護層に対応しており、注目される。翌年12月、飯田町簡易食堂が開設されている。

公設市場では、1922年12月、松本市公設市場(常設)が設置され、同所は1918年の米騒動時の廉売米金の残金4,087円81銭をもって建設され、別に政府の低利資金20,000円を借り受け、運用資金としている。翌年6月、飯田町公設市場(常設)が開設されたほか、1925年までに、県内に25か所の季節的な公設市場が設置されている。

公益質屋では、1932年10月、小諸町公益質屋をはじめとして、1935年までに25か所の公益質屋が設立され、1934年6月、長野県公益質屋連合会が結成されている。

共同浴場では、1928年11月、財団法人片倉館(諏訪郡上諏訪町)、1931年10月、昭和ノ湯(東筑摩郡本郷村)のほか、創設年次は不詳であるが下諏訪区温泉(錦湯、児湯、旦那湯、新湯)があった。

授産事業では、1929年6月、上田明照会授産所をはじめ、同年12月、上田市方面事業助成会による授産事業(千曲川砂利採取場)、翌年12月、長野婦人相談部授産部、1933年4月、須坂町社会事業協会授産所、1934年12月、長野市社会事業助成会授産部及び1935年4月、鼎村社会事業助成会授産事業部と同年5月、松本市方面事業助成会授産部が開設されている。これら7か所のうち5か所が方面助成会による経営であり、方面活動を助成するだけでなく、地域の授産へのニーズを認知しそれに対応したものである。

その他の経済保護事業では、1928年、人事、法律、経済など各種相談に応じる信濃強調会が松本市中町に設置されている。

10. 児童保護事業

長野県社会事業行政は、1924年、社会教化係の業務に児童保護を設け、児童保護事業を行政の中に位置づけた(1926年度の改正で社会事業係が児童保護を担当することになる)。前後するが1921年9月、長野県主催児童衛生展覧会が長野、松本、上田の三市で開催されることになり、県民の児童保健衛生に対する意識の向上を目論んだ。1925年7月、長野県児童保護協会が設立され、パンフレット『児童保護』の発刊などを含め、児童保護事業を強力に推進することになった。また、保育所設置推進のため1925年8月、長野県主催託児所保母養成講習会を開催している。さらに、1927年から、児童愛護週間を設置している。このように長野県社会事業行政は、大正後半以降、積極的に児童保護事業推進に乗り出すのである。この時期の児童保護事業の内容は、救護法、妊産婦保護事業、乳幼児保護事

業、保育事業、児童虐待防止事業、少年教護事業、育児事業、虚弱児保護事業、異常児保護事業、母子寮、児童遊園地などである。

大正期に入り、乳幼児死亡の増加が大きな社会問題になった。長野県において、1923年より1925年までの3か年平均1カ年の乳児死亡数は5,907人、幼児死亡数は4,738人であった。1カ年の出産数57,174人のうち乳幼児死亡数は10,645人と結果したのである。こうした乳幼児死亡の増加を背景に設立されたのが、児童健康相談所（乳幼児保護事業）であり、妊産婦保護所及び巡回産婆（妊産婦保護事業）である。1921年7月、日本赤十字社長野支部児童健康相談所をはじめ、同年9月、愛国婦人会長野支部児童健康相談所、翌年10月、諏訪郡医師会児童健康相談所、同11月、上田明照会児童健康相談所、1923年10月、愛国婦人会長野支部児童健康相談所（飯田町）、1925年4月、津和村児童健康相談所、藤沢村幼児健康相談所（上伊那郡）、10月、川西児童健康相談所（小県郡）、1926年4月、大島村児童妊婦無料相談所（下伊那郡）、同9月、東田子供会（長野市）、1927年4月、滋野村児童母親健康相談所（小県郡）、1928年4月、松尾村幼児妊婦健康相談所（下伊那郡）及び同5月、長野保育園内児童健康相談所が開設されている⁸¹⁾。この事業と関連して、1923年6月、愛国婦人会長野支部健康児童審査会、4年7月、上田明照会健康児童審査会、川西健康児童審査会（小県郡）が設置されている⁸²⁾。このように大正後半から昭和のはじめにかけて県内各地に、一般児童の健康対策として児童健康相談所が開設された。

一方、児童健康相談所と関連して、大正後半から妊産婦保護所の設立や巡回産婆の設置などの妊産婦保護事業が展開した。1921年7月、日本赤十字社長野支部が妊産婦保護所設立⁸³⁾したのをはじめ1925年には、県内4カ所で巡回産婆が設置され、以後急速に増設されている。また、1933年5月達岡村妊産婦無料診断所が開設されている。

児童遊園地では、長野県に置いて、1922年7月、上諏訪町児童愛護会児童遊園場が設立されたのを皮切りに、1925年4月、上田明照会児童遊園地が設立され、さらに1926年5月、長野市本願寺別院内に中央児童遊園地が設立され、昭和に入って1930年4月、上田市公園内に上田市児童遊園地が設置された。同遊園地内には、猿舎や小鳥舎が設置され、遊具はシェアコンビネーション、移動式安全ブランコ、幼年用滑り台、波状滑り台、ロッカーバイ・スィング、四連スプリングシーソー、廻旋滑り台、腰掛ブランコ（シングル）、鉄棒など設置され、十分に遊具が整備された遊園地である⁸⁴⁾。児童遊園地は「町発展にともない児童の遊園場所なき為」とか、「交通文化の発展にともない路上に遊ぶ指導の危険とその衛生上に鑑み」との観点から設立されたものである。

長野県における虚弱児童の健康増進を目的に林間教育（林間保育）の嚆矢は、1918年8月に実施された須坂小学校虚弱児童林間教育に見ることができる。翌1919年7月には、松本源池小学校に林間保育が開始されている。両所とも、毎朝家庭から通学して、毎夕に解散して家庭に帰る形態の林間保育であった。1923年8月、高島小学校校医小沢侃二は、小学校の夏期休業を利用して蓼科山麓温泉地帯で虚弱児童の転地療養を開始した。これは一定の期日を遠くへ出て宿泊する形態の林間保育であった。この転地療養を期に上諏訪児童愛護会が結成され、同会による虚弱児童保護事業が展開されることになった。小沢侃二は虚弱児保護事業を行うための適地を求めて県内を調査し、辿り着いたのが蓼科山麓の温泉地帯であった⁸⁵⁾。また、日本赤十字社長野県支部でも野尻湖夏期保養所を開設し、1925年7月、転地保養を行う須坂小学校夏季修養会を開始している。

昭和に入り、1932年8月、上水内郡北小川村保護会が開設され、1933年8月、長野県立の菅平夏季児童保健会及び蓼科夏季児童保健会が設立され、さらに1935年8月、八幡村児童保養会が設置されている。

波多学院の設立 長野県では、1909年4月、長野県立海津学舎設立され、収容定員20名で運営されてきたが、性行不良及び不良行為の虞のある児童の増加のため分院が必要となり、1921年4月、東筑摩郡波多村に県立波多学院（後に県立波田学院と改称）が創設された。同院は2家族舎8棟の規模で開始したが、1922年度に1家族舎及び院長宅1棟を増築している。さらに、同院は、1923年11月、海津学舎を吸収合併し、その後漸次設備の改善と拡充を図っている⁸⁶⁾。

この時期著しい発展を示すのは保育事業であるが、まず常設保育所では、1922年3月、丸子町の製糸会社依田社により丸小町依田社託児所が開設されたのをはじめ、1935年頃までに20カ所の常設の保育所が設立されている⁸⁷⁾。

(表17) 常設保育所の展開 (大正11年～昭和10年)

保育所名	設立年月日	位置	経営主体
1 丸子町依田社託児所	大正11年3月1日	小県郡丸子町	私立
2 下諏訪託児所	大正14年11月1日	諏訪郡下諏訪町	下諏訪幼児保育会
3 岡谷幼児の楽園	大正15年4月1日	岡谷市	私立
4 上田明照会甘露園	大正15年5月8日	上田市田町	上田明照会
5 愛児園	大正15年11月21日	松本市大字桐	松本児童保護会
6 長野保育園	昭和2年1月20日	長野市北石堂町	長野市方面事業助成会
7 須坂託児所	昭和2年9月1日	上高井郡須坂町	須坂町社会事業協会
8 吉田保育園	昭和3年6月3日	長野市役所吉田出張所内	吉田児童保護会
9 めぐみ保育園	昭和3年11月1日	下水内郡飯山町	西来寺経営
10 湊育児園	昭和4年	諏訪郡湊村	私立
11 私立辰野愛児園	昭和4年7月	上伊那郡伊那富村	私立
12 小諸愛児園	昭和6年11月10日	北佐久郡小諸町	私立
13 聖愛保育園	昭和7年4月25日	南佐久郡野澤町	個人経営
14 岡谷保育園	昭和8年2月11日	岡谷市	個人経営
15 子供の家	昭和9年5月11日	長野市東町	友の会
16 小諸保育園	昭和9年5月20日	北佐久郡小諸町	小諸仏教婦人会
17 永明保育園	昭和9年6月1日	諏訪郡永明村	個人経営
18 小浜愛児園	昭和9年8月1日	岡谷市	私立
19 長野中央保育園	昭和10年8月3日	長野市西後町	長野本願寺別院経営
20 戸倉保育園	昭和10年	埴科郡戸倉村	個人経営

各長野県社会事業関係資料より矢上作成

一方、田植え、稲刈りや養蚕の盛業期などの農繁期に開設された農繁期託児所（季節託児所）では、1923年8月、大豆村託児所の設置をはじめに、1925年3カ所、1932年26カ所、1933年90カ所、1937年78カ所と設置されている⁸⁸⁾。常設保育所及び季節託児所ともに、保母の確保が課題となり、長野県社会課は、保母講習会を開催している。また、1927年から常設及び季節託児所の寒明け医者が毎年、児所保母研究会を開催し、保育に関する諸問題について研究してきたが、それが1937年5月、県内の保育所の研究連絡機関として長野県保育園連盟が結成されている⁸⁹⁾。

育児事業では、1924年4月、信濃共済会経営による不遇児童保護（育児事業）を目的とする私立海津学舎が開設された。同所は1923年に廃止となった長野県立海津学舎の土地と建物の払い下げを受けて設立したものである。同所の代表は県立海津学舎の前教諭小林喜十であった。1925年現在、開始以来の述べ収容者数は30名で、現員は14名である。同所は会員組織で、金品を寄付したものを会員とし、正会員は255名で、経営維持の方法は会費、寄付金等によるものであった。同所は、また、不遇児童以外に不遇な妊産婦も収容し、この時期の婦人問題にも対応している。既設の大勸進養育院育

児部は、1928年11月、長野市大字西長野236に新築移転し、大勸進付属三婦寮と命名している⁹⁰⁾。

11. 融和事業

融和事業では、1920年9月、融和団体信濃同仁会が「人生平等の大義に則り旧来の弊習たる不自然無理なる感情的階級差別の撤廃」を目的に創設された。同会の事業は「地方住民の人格向上、教育、衛生等に就き指導啓発しまた一般市民に対して融和の必要を説き以て地方改善の実を挙ぐるに努めつつ…」とあり、事業として紛擾の解決、講演会の開催、職業の指導保護、就学奨励、部落生計状態その他の調査、機関誌『同仁』の発行を行っている。同会の役員には、常任理事成澤伍一郎、小根澤義山、会計主任成澤勇、雑誌主任中野節（ペンネーム夢影）と24人の理事を置き、顧問に長野県知事と長野県内務部長を推戴した⁹¹⁾。

同会はその後、県下に支会（上県、更級、長水、上高井、下高井、中信、北佐久、南佐久、南信）を置き、事業内容も融和促進、施設奨励、青年融和運動、婦人融和運動、児童融和教育、国民融和日の設定などを加えている。1937年、同会の事務局が長野県庁に移され、会の名称も「長野県同仁会」に改称されている。信濃同仁会の性格は、協調的な融和主義であった⁹²⁾。1923年5月、上水内郡融和委員会が結成され、事務所は長野県庁分室内に置かれている。上水内郡内29カ村中22カ村に少数部落があり、もっぱら差別事業の撤廃、内部同朋の自覚、融和親善のため懇談会並びに懇親会、慰安会、講演会を開催に際しては村当局、学校職員、方面委員、警察官、氏子総代、村会議員各種団体の幹部、その他関係地区内及び部落より各戸1名以上の集合を求め開催し、融和親善を深めている。ほかに、融和委員及び従事者を随時後援に派遣している⁹³⁾。

一方、協調融和主義的な同仁会運動にあきたらない部落民により1924年4月23日、長野県水平社が「1、特殊部落民は部落民自身の行動により絶対の解放を期す 2、吾々部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求してその獲得を期す 1. 吾等人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」を主義に掲げ結成されている。以後県内各地に水平社の支部が設置され、差別事件とたたかい、部落解放運動、人権回復運動を展開した⁹⁵⁾。

内鮮融和

長野県の内鮮融和では、朝鮮人の救済や内鮮融和のために長野県諏訪郡平野村岡谷に、1926（大正15）3月30日、岡谷鮮人同志会が結成され、同年10月、上諏訪町に同会出張所が開設され、さらに、同12月同、同会上伊那郡伊那町に同会支部が置かれた。同会は1929（昭和4）年、昭和同志会と改称された。同会の創設当初の動向については資料の関係から把握できていないが、以下に1931（同6）年度の事業成績を挙げておく。

昭和同志会の1931年度の動向（表1）をみるに、同会代表者は朝鮮人の柳鶴祚で、事業は困窮者救済、一般人事相談、旅費の救助、施薬救療、無料職業紹介、社会教化及び内鮮融和に関する講演、講話の開催で、なかでも住宅難や就職難を背景にする無料宿泊と職業紹介のニーズが断然高い。同会の事業項目は、いわゆる社会事業に関わる事業項目である。備品費は194円75銭、1932年度予算は1,000円で、同会の財源は会費と寄附金である。1934（同9）年度の動向では、とくに1931年度と比較して、無料職業紹介が682件と倍増しており、この時期の経済恐慌の影響が看取される⁹⁶⁾。

上田市には、「内鮮人ノ親睦ヲ図リ在住鮮人ヲ保護シ生活ノ向上安定ヲ図リ内鮮融和ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的」とする真正会が結成されている⁹⁷⁾。同会役員は会長1名、副会長1名、幹事若干名、会計1名である。事業は保護救済、職業輔導斡旋、人事相談、講演会、懇談会、教育教化施設、衛生施

設である。同会の事業内容は昭和同志会とほぼ同様である。なお、資料の関係から同会の設立年月については不明である。さらに松本市にも同様な事業を行う松本共済会⁹⁸⁾が大正年間に開設されたとあるが、詳しい設立年月や事業内容は資料の関係から不明である。

(表 18) 昭和同志会 (1931 年度)

所在地	長野県諏訪郡平野村岡谷					
経営主体	昭和同志会					
代表者	柳 鶴 祚					
1931年度 事業成績	項 目	受付件数	人員	決済件数	人員	実費高
	困窮者救済	163	184	98	105	208円50銭
	一般人事相談	87	106	65	83	13円35銭
	救助旅費	175	179	117	127	98円40銭
	施薬救療	47	47	35	35	113円70銭
	無料宿泊	652	892	408	572	95円65銭
	無料職業紹介	296	372	239	286	69円30銭
	社会教化及内朝融和の講演講話	6		6		23円54銭
	計	1,426	1,780	968	1,208	722円44銭
経 済	基金					
	土地					
	建物					
	備品	194円75銭				
	1932年度予算	1,000円				
	財源	会費、寄附金				

12. 婦人保護事業

婦人保護事業では、とくに女工の人事相談を行う母の家が1926年3月、鳥取県出身の高浜竹世により岡谷に開設されている。当時、女工が性的虐待を受けるなど悲惨な状況を背景に世をはかなみ、諏訪湖に入水自殺し、線路に飛び込むケースが多発していた。そうした女工の救済に取り組んだのが母の家である。ミゼラブルな女工救済とともに女工の待遇などについて社会調査を実施し、製糸工場に改善を要請するなどソーシャルなアクションを実践したもので注目される。1926年は長野県社会課から婦人相談機関として認められ、補助金の交付を受け、1927年から開始される長野県児童愛護デーへの協力も要請された。しかし、母の家は、翌年8月に勃発した山一林組争議の渦中に巻き込まれ、種々の圧迫を受け、同年11月に解散している⁹⁹⁾。

また、1928年9月、善光寺大本願による大本願婦人相談所が開設され、一般婦人の身の上相談、職業相談、法律相談、宿泊救護、授産等の事業を行っている。運営費は、大本願寄付金、県市補助金、寄付金によっていた¹⁰⁰⁾。

13. 司法保護事業

司法保護事業では、1919年3月、埴科郡仏教護国団(埴科郡役所内)をはじめ、同年9月、北安仏教護国団(北安曇郡大町)翌9年4月、北佐久仏教会等1919年から1934年までに8か所形成され、1935年現在、司法保護事業団体数は20団体を数えた。また、1928年11月、司法保護事業及び長野県下司法保護団体の統一指導及び事業援助を行う機関として長野県連合保護会が結成されている。

14. 矯風事業

矯風事業では1919年3月、安原禁酒会(北佐久郡三井村大字安原)をはじめ1934年までに28カ所

設立されている。

15. 隣保事業

隣保事業については、1937年12月、長野市方面事業助成会による長野社会館と津和村隣保協会隣保館が開設されている。さらに、設立年月については不詳であるが、松本市方面事業助成会社会館が開設され、地域における隣保事業を展開している¹⁰¹⁾。

結びにかえて

以上、長野県における社会事業の展開について述べた。こうした1918年から1937年までのいわゆる長野県社会事業の展開について、その概要を把握することができたと思われる。しかし、そうした事業が長野県民にとって、どのような意味を持っていたかについては詳かにすることはできなかった。今後の資料発掘、研究の課題としたい。

ともあれ、明治以降昭和戦期までの間で、社会事業の最も著しい発展を示すのがこの時期である。しかし、著しい発展を示した長野県社会事業も、1937年の日中戦争の勃発により日本国内の動きと連動して挫折し、戦時下に巻き込まれ、戦争の遂行のための厚生事業へと変質していくのである。

注

¹⁾ 1918年の米騒動の研究では、井上清・渡部徹返『米騒動の研究』有斐閣、1960年、第1巻～第5巻があり、榎西光速（他）『日本資本主義の発展Ⅲ』東京大学出版会、1963年 pp. 464～467 に米騒動の状況が示されている。

²⁾ 榎西光速（他）『日本資本主義の没落Ⅰ』東京大学出版会 1960年 pp. 4-11

³⁾ 榎西光速（他）『日本資本主義の没落Ⅱ』東京大学出版会 1961年 pp. 313-319

⁴⁾ 前掲2, p. 247

⁵⁾ 前掲3, pp. 525-526

⁶⁾ 1918年の長野県内のコメ騒動については、井上清・渡部徹返『米騒動の研究』第3巻有斐閣、1960年、pp. 403～435が詳しく、
1. 生活状況、2. 騒動の実情、3. 騒動後の状況、4. 騒動の影響について報告している。

⁷⁾ 青木孝寿・上候宏之『長野県の百年』山川出版社 1983年 pp. 159-160

⁸⁾ 「細民救済一県の調査」『信濃毎日』1918年8月17日付。

⁹⁾ 前掲8。

¹⁰⁾ 「上田町」『信濃毎日』1918年8月19日付。

¹¹⁾ 「更級廉価売」『信濃毎日』1918年8月20日付。

¹²⁾ 「東寺尾村」『信濃毎日』1918年8月23日付。

¹³⁾ 「須坂細民救助」『信濃毎日』1918年8月17日付。

¹⁴⁾ 「25 銭口繁昌」『信濃毎日』1918年8月20日付。

¹⁵⁾ 「夫婦で子殺-生活難から-」『信濃毎日』1918年8月23日付及び「貧故の嬰兒殺」『信濃毎日』1918年8月20日付。

¹⁶⁾ 「米が半値で落札28円50銭」『信濃毎日』1920年6月17日付。

¹⁷⁾ 「莫大の損失製糸家、問屋、養蚕家庭では貿易経済に及ぶ」『信濃毎日』1920年5月31日付。

¹⁸⁾ 「両川合流して押出し人家20戸を全潰し」『信濃毎日』1923年6月24日付。

¹⁹⁾ 「けさ全県下に亘る惨たる大霜害」『信濃毎日』1927年5月13日付。

²⁰⁾ 「横浜生糸無惨に暴落し大正以来の新安値」『信濃毎日』1930年3月2日付。

²¹⁾ 高野史一「長野県に於ける農村不況の実相と其の対策」『社会政策時報』（第134号）1931年11月 p. 162

- 22) 長野県『長野県政史』(第2巻)1972年 p. 369
- 23) 塚田正朋『長野県の歴史』山川出版 1974年年表 p. 36
- 24) 日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房 1960年 pp. 181-183
- 25) 前掲 24, p. 185
- 26) 長野県教育史刊行全編『長野県教育史 第14巻』1979年 pp. 59-60
- 27) 長野県『第45回長野県通常県会議事日誌』1922年 p. 21
- 28) 前掲 27, pp. 21-22
- 29) 長野県社会課『長野県社会事業要覧』1923年 pp. 11-12
- 30) 前掲 26, pp. 60-61
- 31) 前掲 26, p. 61
- 32) 前掲 22, p. 251
- 33) 長野県社会課『長野県方面委員制度並事業概要』第一輯 1930年 pp. 48-51
- 34) 前掲 26, pp. 61-63
- 35) 前掲 26, pp. 61-62
- 36) 前掲 33, p. 54
- 37) 生江孝之『増訂社会事業綱要』巖松堂書店 1936年 pp. 31-34
- 38) 前掲 29, p. 1
- 39) 前掲 29, p. 11
- 40) 前掲 29, p. 3
- 41) 前掲 29, p. 4
- 42) 前掲 27, p. 205
- 43) 前掲 29, p. 6
- 44) 前掲 29, pp. 7-8
- 45) 前掲 29, p. 8
- 46) 前掲 29, pp. 8-10
- 47) 前掲 29, pp. 4-10
- 48) 前掲 29, pp. 11-12
- 49) 前掲 29, p. 13
- 50) 前掲 29, p. 3
- 51) 前掲 29, p. 3
- 52) 前掲 29, p. 4
- 53) 前掲 29, p. 4
- 54) 前掲 27, p. 205
- 55) 長野県社会事業協会『長野県社会事業協会概要』1931年 pp. 9-21
- 56) 上田市『上田市広報』第194号 1937年4月15日、p. 10
- 57) 上田市『上田市広報』第193号 1937年4月15日、pp. 5-6
- 58) 前掲 24, pp. 185-186
- 59) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 p. 31
- 60) 前掲 33, p. 7
- 61) 前掲 33, p. 30
- 62) 前掲 59, pp. 33-34
- 63) 長野県『社会事業の概況』1928年 p. 54
- 64) 長野県『長野県社会事業便覧』1929年 p. 81
- 65) 長野県『長野県社会事業便覧』1933年 p. 5
- 66) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p. 8
- 67) 前掲 33, pp. 13-14
- 68) 「社会事業委員女子採用方針」『信濃毎日』1923年5月3日付
- 69) 小河滋次郎『社会事業と方面委員制度』pp. 47-49において、婦人採用を強調している
- 70) 前掲 33, pp. 36-37

- ⁷¹⁾前掲 33, pp. 32-34
- ⁷²⁾前掲 33, pp. 239-240
- ⁷³⁾前掲 33, pp. 245-248
- ⁷⁴⁾前掲 59, pp. 44-47
- ⁷⁵⁾長野市方面事業助成会『事業報告』1927年 p. 1
- ⁷⁶⁾前掲 33, p. 24
- ⁷⁷⁾前掲 63, p. 9
- ⁷⁸⁾長野県『県下社会事業概況』1938年 p. 12
- ⁷⁹⁾厚生省『厚生省20年史』1964年 p. 54
- ⁸⁰⁾長野県社会課『長野県社会事業便覧』1929年 pp. 56-58
- ⁸¹⁾長野県社会事業便覧 1029年、pp. 26-28
- ⁸²⁾長野県社会事業便覧 1029年、p. 29
- ⁸³⁾長野県社会事業便覧 1029年、p. 29
- ⁸⁴⁾上田市『児童遊戯場設備関係書類綴』昭和4・5年度
- ⁸⁵⁾同会の虚弱児保護事業については、拙稿「長野県における虚弱児保護の展開」『立正社会福祉研究』第3巻1号、2001年、pp. 21-35 参照のこと。
- ⁸⁶⁾長野県社会課『長野県社会事業要覧』1923年 pp. 48-54
- ⁸⁷⁾拙稿『長野県保育所の展開—明治から昭和戦前期を中心に—』清泉女学院短期大学矢上研究室、1984年1月、参照のこと。
- ⁸⁸⁾拙稿「長野県における季節託児所の発展」『清泉女学院短期大学紀要』第7号、1989年3月を参照のこと。
- ⁸⁹⁾長野県『県下社会事業概況』1938年 p. 22
- ⁹⁰⁾この時期の三婦寮については、拙稿「大勸進付属三婦寮の設立」『地域社会福祉史研究』第4号 2011年 pp. 11-15 を参照のこと。
- ⁹¹⁾長野県社会課『長野県社会事業要覧』1923年 pp. 139-141
- ⁹²⁾長野県社会課『長野県社会事業便覧』1933年 p. 166、長野県『県下社会事業概況』1938年 pp. 26-27。
- ⁹³⁾長野県社会課『長野県社会事業便覧』1933年 p. 153
- ⁹⁴⁾長野県同和教育推進協議会『あけぼの—人間に光あれ—』1985年 p. 88-103
- ⁹⁵⁾長野県社会課『長野県社会事業便覧』1936年 p. 312
- ⁹⁶⁾上田市『上田市社会事業要覧』1936年5月、pp. 36-37
- ⁹⁷⁾中央協和会『協和事業年鑑』昭和16年度版、1942年、pp. 58-59
- ⁹⁸⁾「母の家」については、神津良子『「母の家」の記録—高浜竹世から市川房江への書簡を中心に—』郷土出版、2005年参照のこと。
- ⁹⁹⁾長野県社会課『長野県社会事業便覧』1933年 p. 159
- ¹⁰⁰⁾長野県『県下社会事業概況』1938年 pp. 25-26

SUMMARY

This paper summarizes the development of social work in Nagano Prefecture from 1918 to 1937. The contents cover Nagano Prefecture social work administration, area committee work, medical assistance work, economic protection services, child protection work, reconciliation work, women's protection work, judicial protection work and settlement work.

In Japan, a social work was established and developed against the backdrop of the rice riots of 1918, the chronic economic crisis from 1920, and the Great Kanto Earthquake of 1923, but in conjunction with this, the social work of Nagano Prefecture developed significantly.

Keywords: Nagano Prefecture, social work administration, area committee work, economic protection services, child protection work